

# 所有物主語の受身文と持ち主の受身文の比較

— 共起要素及び意味的特徴の比較を中心に —

妻 銀貞

キーワード： 所有物主語の受身文、持ち主の受身文、共起要素、意味的特徴

## 1. はじめに

本稿では、意味的、形態的に類似している所有物主語の受身文と持ち主の受身文の共起要素間の異同と意味特徴を比較する。

<所有物主語の受身文>

(太郎の)腕が傷つけられた (太郎の)作品が認められた (太郎の)靴が盗まれた

<持ち主の受身文>

太郎は腕を傷つけられた 太郎は作品を認められた 太郎は靴を盗まれた

妻(2003、2004a、2004b)でも取り上げたように、所有物主語の受身文とは、全体名詞、持ち主と所有関係が認められる所有物が主語の位置に立つ構文を指す。そして、持ち主の受身文の場合は、「太郎は足を踏まれた/太郎は鞆を盗まれた」のように、所有物がヲ格名詞、有情名詞である持ち主が主語に立つ形式である。すなわち、両受身文は、所有物となる名詞がそれぞれガ格とヲ格名詞になっている点で、異なる形式であることがわかる。

しかし、両受身文は所有物と持ち主となる存在が共存しており、それにまつわる出来事を叙述している点においては、意味的につながりを持っている。さらに、所有物主語の受身文は、無情名詞として扱われてきた身体部分、持ち物などが主語となっている点では、「試験用紙が回収された/道端に置かれていた石が取り除かれた」のような無情物主語の受身文(非情の受身文)との類似点も見られる。とすると、所有物主語の受身文は、持ち主の受身文と非情の受身文の特徴を併せ持っているタイプであると言える。

しかし、所有物主語の受身文は、従来、無情物主語の受身文とほぼ同じカテゴリーのものとしてしか扱われておらず、それを単独で扱った研究は皆無に近い。そのため、所有物主語の受身文と持ち主の受身文、そして非情の受身文との類似性は認められながらも、どのような点において、所有物主語の受身文が両受身文との特徴を共に、または異にしているのかに関して具体的な記述は成されていない。

そこで、本稿では、まず、所有物主語の受身文と持ち主の受身文を比較し、この2つの形式の受身文にはどのような類似点と相違点が見られるのかを分析する。まず、第2節では、両受身文に用いられている共起要素(共起する動詞類、所有物の種類、述部形式)で見られる違いを調べ、第3節では、両受身文が表す意味的な側面、例えば、それぞれの受身

文が示す叙述方法の異同、用法の違いなどを比較し、両受身文が持つ意味特徴を総合的に分析する。

## 2. 共起要素の間で見られる特徴の比較

妻(2004a)では、所有物主語の受身文の出現様相を考察する過程で、持ち主の受身文との共起動詞類の違い、共起する所有物の違い、そして、叙述部の形の違いなどを簡単に言及した。本節では、妻(2004a)で十分な説明まで至らなかった持ち主の受身文の出現様相の特徴を補いつつ、両受身文で見られる共起要素間の違いを分析していく。

妻(2004a)で見られた、所有物主語の受身文に用いられる共起要素間の特徴は次のようである。

所有物主語の受身文の場合、有情名詞ではなく無情名詞扱いされる所有物が主語の位置に立つため、有情名詞が主語になることを嫌う視点上の制約を受ける対象となる。そのため、有情名詞が主語である能動文や持ち主の受身文とは違って、より許容度の高い形で出現できるように次のような条件が必要となる。

(条件) 所有物主語の受身文の妥当性が認められるためには、動作主、持ち主に対する注目度が低い環境が必要である。

所有物主語の受身文は、上述したように視点上の制約を抱えるタイプである。そのため、同じ条件なら、有情名詞を主語とする能動文と持ち主の受身文が優先的に用いられる可能性がある形式と言える。すなわち、能動文と持ち主の受身文の主語となる、動作主と持ち主に対する注目度が低いほど、相対的に所有物に視点が置かれる妥当性が確保されるわけなので、上記のような条件が必要になるということである。

つまり、所有物主語の受身文は上記のような条件のもとで用いられるようになるため、実例分析を通し、所有物主語の受身文の共起様相を調べると、受身文内の共起要素の間にも次のような傾向性が観察される。

1. 動作性のみ注目する動詞類との共起率が低い(対象変化動詞類との共起率が高い)
2. 身体名詞が主語になる場合より、抽象名詞が主語になる場合が多い
3. 所有物に視点が置かれやすい述部形式、構文として用いられるなどの特徴がそれである。

これらの特徴は何らかの形で、いずれも「動作主、持ち主に対する注目度が低い環境」になっている共通点を持っている。

以下、持ち主の受身文に用いられる共起要素の特徴を「共起動詞類の特徴、所有物の種類、述部形式、構文」などを中心にしてみる。

### 2.1 共起動詞類の特徴

所有物主語の受身文と持ち主の受身文で見られる共起動詞類の特徴は下記の【表 1】の

ように現れるが、両受身文の間に違いが見られることが確認できる。

【表1】各受身文に用いられる動詞類の比較

	所有物主語の受身文	持ち主の受身文
対象変化動詞類との共起率 (潰す、切る、壊すなど)	53例/112例:47%	67例/211例:32%
物理的働きかけ動詞類との共起率 (動作性だけに注目する動詞類) (叩く、殴る、撫でるなど)	11例/112例:10%	59例/211例:28%
物理的働きかけ動詞類以外の 対象非変化動詞類との共起率 (認める、非難する、見る、読むなど)	48例/112例:43%	85例/211例:40%

これは、小説、シナリオ、新聞社説など<sup>1)</sup>で採集した所有物主語の受身文 112 例、持ち主の受身文 211 例を対象とし、実例分析を行った結果であるが、所有物主語の受身文は動作性だけに注目する動詞類(叩く、殴る、撫でるなど)の使用が少なかったのに対し、持ち主の受身文にはそのような差が見られないことがわかる。粟(2004a)でもふれたように、所有物主語の受身文にこれらの動詞類の使用が少ない理由は、動作性だけに注目する動詞類の場合、働きかけ(動作)の結果ではなく過程が注目されるようになるため、視点が所有物ではなく動作主に置かれやすくなるからである。すなわち、動作性だけに注目する動詞類は、所有物主語の受身文の共起条件を満たさなくなるため、実例では殆ど用いられていないのである。

これに対し、持ち主の受身文の場合はそのような傾向は見られず、3つの動詞類が満遍なく用いられていることがわかる。これは、持ち主の受身文の場合、有情名詞である持ち主が主語であるため、所有物主語の受身文のような出現上の制約は受けなくなったことの現われであると言える。

## 2.2 共起する所有物の種類

所有物主語の受身文の場合、身体名詞が主語になる場合より抽象名詞が主語になる場合が多い傾向が見られるが、持ち主の受身文は逆に、身体名詞が用いられる場合が多い傾向が見られる。

【表2】各受身文に用いられる所有物の分布

		所有物主語の受身文	持ち主の受身文
具象名詞	身体名詞	38例(34%)	109例(52%)
	持ち物	5例(4%)	19例(9%)
抽象名詞		69例(62%)	83例(39%)
合計		112例	211例

<sup>1)</sup> 参考したテキストは用例出典を参照されたい。

このように、所有物主語の受身文に身体名詞の使用が多くないのは、身体名詞は、持ち主との不可分離所有関係が認められる所有物であるため、動作主と持ち主の存在に注目しやすいためである。身体名詞の場合、物理的な分離が行われない限り、動作主からの働きかけが行われる時点で、持ち主と身体名詞、動作主と持ち主は同一な時・空間の中に共存するのが普通である。そのため、身体名詞を客体とする出来事は、所有物より所有物の背後に存在する持ち主と動作主を認識させやすくし、その分、所有物に視点が置かれる可能性が少なくなるのである。つまり、実例分析で身体名詞の使用率が低かったのは、このような「所有物主語の受身文の出現条件」の結果であると言えるのである。

しかし、持ち主の受身文の場合は主語が有情名詞であるため、所有物主語の受身文に求められるこのような制約は必要なくなる。そのため、持ち主の受身文は全体211例のうち、過半数を超える52%の用例に身体名詞が用いられるようになったと判断される。

また、所有物主語の受身文と持ち主の受身文を合わせ、身体名詞が用いられている場合のみを示すと下記の【表3】のようになるが、全体148例のうち74%を占める109例が持ち主の受身文の形で現れており、26%のみが所有物主語の受身文の形で現れていることがわかる。

【表3】身体名詞が用いられる場合

	身体名詞の使用
所有物主語の受身文	38例(38/148) : 26%
持ち主の受身文	109例(109/148) : 74%
合計	148例

すなわち、身体名詞の使用率は、持ち主の受身文内でも抽象名詞より多い割合(52%)を示しており(上記の【表2】)、また、身体名詞が用いられる場合のみを切り出して見ても(上記の【表3】)、74%にも達する多くの用例が持ち主の受身文の方に分布していることがわかる。つまり、持ち主の受身文は他のどんな所有物名詞よりも、身体名詞を働きかけの対象としてとりやすい構文であることが確認できる。

このように、身体名詞が働きかけの対象となる場合、持ち主の受身文の形が好まれる理由は何故なのか。まずは、持ち主の受身文には所有物主語の受身文のような視点上の制約がないため、身体名詞が用いられてもいい環境になっていることに理由がある。さらに、身体名詞が対象となる場合は、通常、接触を内容とする出来事に扱われやすく、また接触を内容とする出来事は「被害を受ける」という意味合いへとつながりやすいことに理由がある。

以下に示すように、所有物主語の受身文は無情名詞である所有物が主語であるため、利害の意味合いを中立的な立場で捉える場合に用いられやすく、叙述も客観的になる特徴がある。これに対し持ち主の受身文は、有情名詞である持ち主が主語であるため、持ち主の立場からの叙述が成される分、利害の意味合いが現れやすく、叙述が主観的になる特徴が

ある。

太郎は鞆を盗まれた(叙述が主観的)

太郎の鞆が盗まれた(叙述が客観的)

すなわち、利害性のある出来事をより利害性が出やすく叙述するためにもっとも的確な形式は持ち主の受身文であると言える。つまり、身体名詞が用いられる場合、持ち主の受身文の形をとりやすくなるのは、身体名詞が働きかけの対象となると、その分、被害性を持つ出来事になる可能性が高いため、被害の意味合いがより前面化される持ち主の受身文が好まれるようになったと言える。

### 2.3 述部形式及び構文の特徴

【表 4】各受身文における特定述部の形式及び構文の有無

	所有物主語の受身文	持ち主の受身文
所有物に視点が置かれやすい述部形式、 あるいは複文の形有り	43 例(38%)	24 例(11%)
所有物に視点が置かれやすい述部形式、 あるいは複文の形無し	69 例(62%)	187 例(89%)
合計	112 例	211 例

ここでいう「所有物に視点が置かれやすい述部形式」とは、「手が縛られていた」「髪が切られていく」における「ている(ていた)、ていく(てくる)」型を指す。これらの形式が所有物に視点を置きやすい環境となるのは、これらの形式によって該当受身文の意味が、単なる現象の提示から所有物が働きかけを受けた結果の状態(～ている、～ていた)及び、所有物の変化の様相・過程(～てゆく、～てくる)を描写する表現となるからである。すなわち、動作主から発せられた働きかけよりは、所有物の「結果、状態、変化の様相」に注目できる形式になるため、所有物主語の受身文の出現条件を満たす環境となり得るのである。

そして、「所有物に視点が置かれやすい構文」というのは、下記例文(1)と(2)のように、所有物主語の受身文が複文の中で用いられ、さらに、主節と従属節の主語が所有物である場合が挙げられる。

(1) シャルルの心は粉砕されて、消えてしまう。(愛)

(2) 京子の二つの手首はむしろ自分から紐の輪の中に潜り込み、堅く縛り合され。(砂)

このような形式をとると、受身文の前後の視点が所有物に当てられることになるため、所有物主語の受身文が用いられやすい環境となるのである。すなわち「ている、ていた、ていく、てくる」などの述部形式や所有物に視点が置かれやすい構文をとることによって、いずれも、所有物主語の受身文の出現条件を満たす結果となるのである。

ここで、上記の【表 4】に戻り分析結果を見てみると、所有物主語の受身文は、総 112 例のうち、38%を占める 43 例にこのような特徴が見られているのに対し、持ち主の受身

文の場合、殆ど(89%)がこのような特徴無しで現れていることが確認される。ちなみに、「～ている、～ていく」などの形式をとって用いられる持ち主の受身文には次のような例がある。

(3) 軽くうなずいて笑いながら、七瀬はさりげなく学籍簿を棚に戻した。さいわい尾上は七瀬の表情の反応にのみ心を奪われている。(恋)

(4) 島村はなにか非現実的なものに乗って、時間や距離の思いも消え、虚しく体を運ばれて行くような放心状態に落ちると…。(雪)

但し、ここで注目したいのは、持ち主の受身文の「～ている、～ていく」形は上記例文(3)、(4)のごく自然な形であるにもかかわらず、実例ではわずか11%しか用いられていないことである。すなわち、「～ている、～ていく」形をとる持ち主の受身文(11%)と、これらの形式をとらない持ち主の受身文(89%)の使用率の差があまりにも大きすぎるという点に疑問が残る。

持ち主の受身文に「～ている、～ていく」形をとる用例が少ないのは、所有物主語の受身文とは違って視点による制限を受けないため、特定形式を伴い用いられる必要が少なくなったことにまず理由がある。さらにもう一つ、持ち主の受身文の殆どが「～ている、～ていく」形をとらずに用いられる理由は、次のようにも説明できる。

持ち主の受身文の殆どが「～ている、～ていく」形をとらない形で用いられるのは、持ち主の受身文という形式が表す第一の意味合いが、「持ち主が何らかの出来事により、迷惑、あるいは恩恵を被っていることを強調すること」にあり、「働きかけによる結果状態の表示」にあるのではないということである。

例えば、次郎が太郎の頭を傷つけたという出来事を想定してみよう。太郎の立場からすると、これは被害性のある出来事であるため、この被害の意味合いを強調するためには「太郎は(次郎に)頭を傷つけられた」という持ち主の受身文が用いられるようになる。「太郎の頭が傷つけられた」という所有物主語の受身文も用いられなくもないが、この形だと、太郎の立場に立って叙述することではないため、解釈は当該出来事を客観的に表すことに留まるようになる。すなわち、出来事に含まれている利害の意味合いをより前面化させて表現できる形式は、やはり持ち主の受身文の方であると言える。

これに対し、誰かが太郎の頭を傷つけたのは分からないが、次郎が頭に傷を負っている結果の状態のみを表すとすると「太郎の頭が傷つけられている」も言えて、「太郎は頭を傷つけられている」も言えるようになる。勿論、前者は所有物の結果状態のみを示し、後者は所有物に与えられた働きかけによる、持ち主の結果状態を表している点では多少異なるが、どちらの形式も結果状態を表せるという点では共通している。すなわち、「働きかけによる結果状態の表示」という機能は、所有物主語の受身文と持ち主の受身文に分担されていると言える。

つまり、「働きかけによる結果状態の表示」は、両受身文が共に分担できる機能であるものの、「働きかけによる利害性の強調」の機能は、持ち主の受身文に限られている特徴で

あるだけに、持ち主の受身文に、働きかけによる結果状態を表示する「ていく、ている」構文の分布が少なかったと解釈できるのである。

### 3. 意味的特徴の比較

本節では、両受身文における使用様相(3.1)、叙述の仕方(3.2)、動作主、持ち主との関わり(3.3)を中心に、所有物主語の受身文と持ち主の受身文の意味的特徴の違いを調べる。

#### 3.1 両受身文の使用様相

ここでは、所有物主語の受身文と持ち主の受身文の使用様相にはどのような異同があるのかを見てみる。基本的に持ち主の受身文の場合は、以下に示すように、所有物に加えられた働きかけが持ち主に何らかの影響、あるいは利害の意味合いを発生させる場合に限り用いられる特徴がある。

(5) 太郎は名前を呼ばれた

(6) 太郎は頭を殴られた

これに対し、所有物主語の受身文は、基本的に所有物に加えられた働きかけにより、持ち主が利害あるいは影響を受ける出来事を表す場合(下記例文(7)、(8))は勿論、所有物に加えられた働きかけを持ち主が感じることができない場合(下記例文(9))や、外部からの働きかけによる出来事ではない場合(下記例文(10)~(12))など、持ち主と所有物が関連された様々な事柄を受身文の形で表せる特徴がある<sup>2)</sup>。

(7) 太郎の頭は布で覆われている。

(7) 太郎は頭を布で覆われている。

(8) 太郎の買ったばかりの鞆が盗まれた。

(8) 太郎は買ったばかりの鞆を盗まれた。

(9) 死んだ由理の遺品が家族のもとに届けられた。

(9)\*死んだ由理は家族のもとに遺品を届けられた。

(10) ゆっくりと太郎の目が開けられた。

(10)\*ゆっくりと太郎は目を開けられた。

(11) 彼女の肌は産毛で覆われている。

(11)\*彼女は産毛で肌を覆われている。

(12) いくら食べても空腹感が拭われないことがないので…。(妻)

(12)\*いくら食べても空腹感を拭われないことがないので…。

特に、上記例文(9)~(12)の場合は、持ち主の受身文の形では当該の出来事を表すことができない共通点がある。前節でもふれたように、持ち主の受身文は所有物に与えられた働

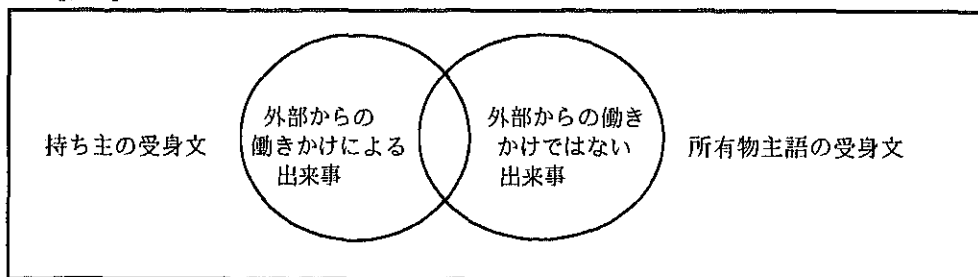
<sup>2)</sup> 例文(10)~(13)がそれぞれ、外部からの働きかけによる出来事でない理由は、まず、例文(10)は、再帰用法を、例文(11)は持ち主の属性を叙述している例文であるためである。また、例文(12)と(13)は、心理、生理現象による出来事を叙述しているため、外部からの動作主による出来事ではない。

きかけにより、持ち主が被る迷惑あるいは恩恵の意味合いをより前面化して表すことのできる構文である。それだけに、持ち主を迷惑、恩恵の被り手とする必要がない出来事には用いられない特徴がある。

これに対し、所有物主語の受身文は、例文(7)、(8)のように、持ち主を主語として立てられる出来事は勿論、例文(9)～(12)のように、持ち主が迷惑や恩恵の被り手とならない出来事まで表すことのできる可能な形式である。このような点からみると、所有物主語の受身文は持ち主の受身文に比べ持ち主と所有物が関連した様々な出来事を、より幅広く捉えられるタイプの受身文であると言える。

つまり、所有物主語の受身文と持ち主の受身文の使用様相を図式化すると、次のように表すことができる。

【図1】



※ 共通する部分：上記例文(9)、(10)のような「太郎の論文が認められた、太郎の鞆が盗まれた」など、持ち主の受身文に置き換えられる所有物主語の受身文

このように、所有物主語の受身文には外部からの働きかけによる出来事が表現でき、持ち主の受身文に置き換えられる場合が存在するが、形式が異なる分、両受身文の意味合いに違いがあることが予想できる。それは、2 節でも簡単にふれたように、叙述の仕方の違いである。所有物主語の受身文の場合、主語が無情名詞である所有物であるため、出来事を客観的に捉える特徴がある。

(13) 太郎の鞆が盗まれた 太郎の腕が折られた 太郎の論文が認められた

これに対し、持ち主の受身文の場合、有情名詞である持ち主が主語であり、持ち主に共感する立場で該当の出来事を叙述するため、出来事は主観的に捉えられる特徴がある。上記例文(13)の、所有物主語の受身文と以下の持ち主の受身文の意味合いを比べてみると、その差は明らかである。

(14) 太郎は鞆を盗まれた 太郎は腕を折られた 太郎は論文を認められた

誰かが太郎の腕を折ったり、鞆を盗んだり、論文を認めたりすることは、いずれも当事者である太郎にとっては利害の意味合いを発生させる出来事であるが、これらの出来事が所有物主語の受身文として表されると、持ち主の視点から引き離された形で述べられることになるため、その出来事は客観的な叙述となる。すなわち、出来事が持っている利害性の意味合いも前面化されなくなる。



これに対し、利害の受け手となる持ち主が主語となり、持ち主の視点から出来事が述べられることになると、その出来事は主観的な叙述となり、出来事が表す利害の意味合いも顕著に現れるようになる。すなわち、外部からの働きかけによる出来事であり、持ち主の受身文にすることが可能な所有物主語の受身文ではあっても、叙述の仕方にはこのような違いが見られるのである。

### 3.2 動作主、持ち主との関係

ここでは、両受身文における、動作主、持ち主との関係の違いを取り上げる。まず、持ち主の受身文の場合、動作主と持ち主の存在に注目しやすいタイプであり、動作主と持ち主との関わりを持つ出来事が多く扱われる特徴があるのに対し、所有物主語の受身文の場合は、動作主と持ち主の存在は注目されにくい出来事にも多く用いられ、それぞれとの関わりが少ない出来事が扱われる場合が多い。

3.1 でも取り上げたが、所有物主語の受身文の場合、動作主による働きかけが生じない出来事も表せる特徴がある。

(15) 再帰用法の場合：太郎の目がゆっくり開かれた

属性叙述の場合：生まれたばかりの赤ちゃんの体は粘液で覆われている

生理・心理的变化：汗が少し抑えられて、ぼくはそこで初めて深くと呼吸することができた

ただの空なのに見上げているだけで心が優しく包み込まれていく

しかし、それぞれを持ち主の受身文の形で表すと、まるで、「誰かによって」それぞれの働きかけを受けているかのような意味になる。すなわち、それぞれ異なる意味の文になってしまうのである。

(16) 太郎は目をゆっくり開かれた

生まれたばかりの赤ちゃんが粘液で体を覆われている

汗を少し抑えられて、ぼくはそこで初めて深くと呼吸することができた

ただの空なのに見上げているだけで心を優しく包み込まれていく

すなわち、持ち主の受身文の形式をとることで、動作主からの働きかけがない出来事が、動作主の働きかけによってもたらされた出来事として認識されるようになる。つまり、持ち主の受身文には、出来事自体を、動作主との関わりがあるものとして認識する特徴があることがわかる。

さらに、両受身文には、持ち主との関わりという点においても違いが見られる。まず、持ち主の受身文の場合は、動作主からの働きかけを直接受ける対象は所有物であっても、その働きかけの結果生じる影響や利害の最終的な到達点は「持ち主」である。すなわち、働きかけは所有物に与えられたとしても、その働きかけは持ち主の方に向くようになるため、持ち主の受身文という形式は、持ち主に対する高い注目度が要求され、持ち主との関

わりが緊密なタイプであると言える。

これに対し、所有物主語の受身文は、背後に潜在する持ち主の存在に影響や利害性が及ぶ場合はあるものの、持ち主の受身文のように、持ち主が主語として前面に出されているわけではないため、持ち主に関する注目度は、持ち主の受身文に比べ高くない。すなわち、持ち主と緊密な関わりが要求されることもない。

例えば、下記例文(17)を見ると、両受身文における持ち主の関わり方の違いが確認できる。

(17) <タイトル：都市の防災力を高めよう / 朝日新聞社説、1990/9/1>

(前略)さらに、昨年10月に米国サンフランシスコ湾岸を襲ったロマブリータ地震から新しい教訓をくみとり、それを実際に生かす機会となる。その延長で、都市型社会の防災力を高めるために、3つのことを考えてみたい。第1に、たがいに無関心な人間関係のカベをどのように崩すか。砂粒のような人びとの集まりでは、万一の場合、大切な情報がうまく伝わらない心配がある。情報の受け止め方や信頼性の判断が人によって違いすぎると、パニックなど混乱のもとになりかねない。都市の地域住民に共通の防災意識を育てておくことが、何よりの基本だ。86年の三原山噴火のとき、島あげての避難が予想以上に整然とできたのは、ふだん顔見知りの消防団員らの情報や指示が信頼されたからだという見方がある。

(17) \*都市の地域住民に共通の防災意識を育てておくことが、何よりの基本だ。86年の三原山噴火のとき、島あげての避難が予想以上に整然とできたのは、ふだん顔見知りの消防団員らが情報や指示を信頼されたからだという見方がある。

上記例文(17)の場合は、波線表示部分からも窺えるように、主に「都市型社会の防災力を高めるための方法」が流れの中心となっており、該当の受身文「顔見知りの消防団員らの情報や指示が信頼され」においても、「消防団員らの情報や指示を信頼されたこと」その自体に意味があり、自分たちの情報や指示が信頼されたことによって消防団員らが被る利害の影響は強調される必要がない文脈であることがわかる。すなわち、この出来事に用いられている持ち主であるノ格名詞「消防団員ら」は、わざわざ受身文の主語の位置にまで移動させ、その利害・影響の意味合いを強調する必要のない、殆ど注目されていない対象であることがわかる。

すなわち、上記例文(17)を(17')に変え、持ち主の受身文の形で示すことができないう理由も、持ち主となる人物に注目度の低い存在が用いられていることに理由がある。しかし、このように持ち主となる人物として注目度の低い存在が用いられるとしても、例文(17)のように、所有物主語の受身文の形で示されることには問題がない。すなわち、持ち主の受身文は、持ち主との関連性が高い形式であるのに対し、所有物主語の受身文はそのような制限が少ないため、上記のような違いが出たということがわかる。例文(18)のようなタイプの例文には、下記例文(18)もあり、参考として取り上げておく。

(18) <タイトル：不徹底な指紋押捺への対応 / 朝日新聞社説、1985/5/15>

(前略)安倍外相が表明しているように、外交問題としては、引き続き韓国との話し合いが必要だ。韓国政府当局者も制度改善に向けた一層の努力を求める立場をとっている。その場合、共同声明にあるように「特殊な歴史的背景への考慮」は欠かせない点であり、その意味からも現行制度の抜本的改正に及ばざるを得まい。捜査当局にも注文がある。押捺拒否者への捜査は、自治体の意思表示をまっけて行うのが筋ではないか。さきの保育園主事逮捕では、警察側にも言い分があるようだが、告発なしの逮捕はやはり妥当とは思えない。押捺拒否に対する罰則はいわゆる行政犯で、その目的は行政秩序の維持にあり、一般の刑事犯とは基本的に性格が違ふ。川崎市のように、押捺制度の改廃を政府に求めるとともに、当面の拒否者には説得で臨み、罰則発動は原則として避けたいとする自治体がふえつつある。行政の現場を[あずかる自治体のそうした意向は、捜査機関によっても尊重されて](#)しかるべきだろう。

(18) \*行政の現場を[あずかる自治体はそうした意向を、捜査機関によっても尊重されて](#)しかるべきだろう。

以上、動作主や持ち主との関わりという側面から、所有物主語の受身文と持ち主の受身文を比較してみたが、持ち主の受身文の場合、動作主や持ち主との関連性が緊密である分、動作主や持ち主との関わりがより多く認められる出来事に用いられやすい傾向が見られた。これに対し、所有物主語の受身文の場合、動作主や持ち主との関わりが緊密ではないため、受身文の形で捉えられる出来事の範囲は、持ち主の受身文より広がっていることがわかる。

### 3.3 所有関係の緊密度の問題

ここでは、両受身文における、持ち主、所有物、動詞の組み合わせの問題を比較していく。下記例文(19)～(21)を見てみよう。

(19) a. 日航の整備は評価された。

b. ?日航は整備を評価された。

c. 日航は整備技術を評価された。

(20) a. 田中の放送が誤解され、(田中は)困難な目にあっている。

b. ?田中は放送を誤解され、困難な目にあっている。

c. 田中は新たに作った番組の内容を誤解され、困難な目にあっている。

(21) a. 太郎の判断は認められた。

b. ?太郎は判断を認められた。

c. 太郎は自分の判断を認められた。

各例文の b は、所有物主語の受身文である a を持ち主の受身文にしたものであるが、いづれも不自然であることがわかる。但し、それぞれ、所有物の形に変化を加えることにより、例文 c のように持ち主の受身文は自然に成立するようになる。一方、この変化という

のは、いずれも所有物の形に「自分の～」、または「自分が持っている」、あるいは「自分が作った」のように、所有物と持ち主との関係性をはっきり示した表現を付け加えることである。このように持ち主の受身文は、ヲ格名詞として用いられる対象が持ち主の所有物であるということをはっきり明示しないと、成立しない場合も多いタイプであることがわかる。とすると、所有物主語の受身文の成立には要求されないこのような制限が、何故持ち主の受身文には要求されているのであろうか。

「A ガ B ヲ C ニ V サレタ」型の持ち主の受身文は、働きかけがヲ格名詞に与えられたとは言え、最終的には、その結果の影響や利害の意味合いをガ格名詞が受けていることを表すために用いられる形式である。すなわち、ヲ格名詞に加えられた働きかけにより、ガ格名詞が何らかの影響や利害の意味合いを被るようになるためには、ヲ格名詞とガ格名詞には何らかの関連性、すなわち「所有関係」が保たれていなければならない。言い換えれば、ヲ格名詞とガ格名詞が所有関係で結ばれてはじめて、ヲ格名詞に与えられた働きかけはガ格名詞に及ぶようになるのである。勿論、「太郎は頭を殴られた/ 太郎は論文を評価された/ 太郎は鞆を盗まれた」における「太郎一頭、太郎一論文、太郎一靴」のように、あえて「自分の～」という補い表現を使わなくても所有関係が明確であり、持ち主の受身文になることに問題がない場合もあるが、上記例文(19)～(21)のように、所有関係を明確に示す表現が伴われていないと、それが曖昧になってしまう場合もある。

これらの例文はいずれも、能動文の形だと「皆が日航の整備を評価した/ 人々が田中の放送を誤解した～」のように、そもそも、所有関係として結ばれていた名詞同士で成される文である。しかし、これらを持ち主の受身文として示すことによって、そのような所有関係は緩くなるため、その所有関係をより明確に示しておく必要性が生じることがわかる。

つまり、持ち主の受身文は、明確な所有関係が成されている名詞同士であるからこそ成立できる形式であり、いわば、所有関係においてより厳しい制限を要求している形式であることが確認できる。

#### 4. 終わりに

以上、所有物主語の受身文と持ち主の受身文を、共起要素の側面と意味的特徴の側面から比較分析した。その結果、所有物主語の受身文は、持ち主と所有物が文内に共存するという点では持ち主の受身文とつながりを持っているものの、殆どの場合において、持ち主の受身文と異なる特徴を持っていることがわかった。

特に、共起要素の側面においては、視点上の問題を抱える所有物主語の受身文に多くの共起制限が認められたが、逆に、意味的特徴の側面においては、持ち主の受身文の方により多くの使用制限が見られた。結果をまとめると次のようである。

【表6】所有物主語の受身文と持ち主の受身文との比較

		所有物主語の受身文	持ち主の受身文
共起要素の側面	共起する動詞類	物理的働きかけ動詞類の使用が少ない	動詞類の種類に影響されない
	共起する所有物	身体名詞の使用が多くない	所有物の種類には制限がない
	述部形式及び複文の使用	「ている/ていた」の使用、複文の形が多い	断定形の叙述も多い
傾向性		→ 共起要素の側面において制限が多い	→ 共起要素の側面において制限が少ない
意味的特徴の側面	受身文の使用様相	外部からの働きかけが生じ、利害性が発生する出来事の叙述にも用いられ、外部からの働きかけが生じない出来事の叙述にも幅広く用いられる。	外部からの働きかけが生じる出来事の叙述に用いられる。
	叙述の内容	客観的な叙述	主観的な叙述
	持ち主との関係	緊密ではない	緊密
	動作主との関与	緊密ではない	緊密
	所有関係	持ち主がノ格名詞になっているため、所有物と持ち主との関連性(所有関係)は既に示されている	持ち主が主語になっているため、所有物と持ち主との関連性(所有関係)が緩くなる場合があり、所有関係を明確に示す必要性がある
表現する出来事の範囲	持ち主と持ち物が関連する様々な出来事の叙述を幅広くカバーできる特徴がある。	持ち主、動作主、所有関係などにおいて厳しい制限を要求するため、所有物主語の受身文に比べ、持ち主と持ち物が関連する出来事を幅広くはカバーできない。	
傾向性		→ 意味的特徴の側面において制限が少ない	→ 意味的特徴の側面において制限が多い

【参考文献】

- 天野みどり(2001)「無生物主語の二受動文—意味的關係の想定が必要な文—」『国語学』205  
 今仁生美(1990)「VテクルとVテイクについて」『日本語学』9:5 明治書院  
 小川誉子美(2000)「作用者格無表示受身文に関する考察」『日本語教育』103  
 奥津敬一郎(1983)「何故受身か?」『国語学』132  
 —————(1992)「日本語の受身文と視点」『日本語学』11:8 明治書院  
 —————(1995)「連体即連用?不可分離所有と所有者移動」『日本語学』14:12 明治書院  
 金水 敏(1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164  
 (1992a)「場面と視点—受身文を中心に」『日本語学』11:8 明治書院

- (1992b) 「受身文の固有・非固有説について」『近代語研究 9』武蔵野書院
- 久野 暉(1978) 『談話の文法』大修館書店
- 杉本 武(2000) 「に」受動文と受影性」『東アジア言語文化の総合的研究』筑波大学学内プロジェクト(A) 研究報告書
- 高見健一(1995) 『機能的構文論による日英語比較・受身文、後置文の分析』くろしお出版  
 ——(1997) 『機能的統語論』くろしお出版
- 張 麟声(1996) 「非情ガ(ハ)+有情ニ+サレル」型受身文について」『現代日本語研究』3  
 大阪大学 現代日本語学講座
- 角田太作(1991) 『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 仁田義雄(1986) 「格体制と動詞のタイプ」『ソフトウェア文書のための日本語処理の研究 7』情報処理振興事業協会  
 ——(1992) 「持ち主受身をめぐって」『藤森ことば論集』清文堂出版
- 斐 銀貞(2003) 「視点規則に違反しない所有物主語の受身文の下位類型について一持ち主の受身文優先規則に違反しないタイプを中心に一」『筑波応用言語学研究』10 筑波大学  
 ——(2004a) 「所有物主語の受身文の出現様相一受身文内の共起要素との関連性を中心に一」『日本語文法』4:1 日本語文法学会  
 ——(2004b) 「所有物主語の受身文における視点違反の判断と出現様相について」『国語学』219
- 益岡隆志(1987) 『命題の文法』くろしお出版  
 ——(1991) 「受動表現と主観性」『日本語のヴォイスと他動性』仁田義雄(編) くろしお出版

#### 【用例出典】

□ 2 節の実例分析の対象としたテキスト

<新聞社説> 電子 BOOK 朝日新聞社説(朝) 1985~1991 日外アソシエーツ株式会社  
 <小説> 『死者の憤り』、『戦いの今日』、『他人の足』、『人間の羊』、『不意の唾』以上(死(他)) / 『塩狩峠』(峠) / 『パニック』(パ) / 『友情』(友) / 『雪国』(雪) (以上、CD-ROM 版新潮文庫の 100 冊) / 『to heart』(ト) 小松江里子 1999 講談社 / 『眠れない夜を抱いて』(夜) 野沢尚 2002 幻冬舎文庫 / 『働く女』(女) 群ようこ 2002 集英社文庫 / 『必要のない人』(必) 内館牧子 1998 角川文庫 / 『不夜城』(城) 馳星周 1998 角川文庫 / 『love generation』(ラブ) 伊武桃内 1997 扶桑社 / 『冷静と情熱の間』(冷) 辻仁成 2001 角川文庫

□ 実例分析の対象として含まれておらず、例文のみが引用されたテキスト

<小説> 『エディプスの恋人』(恋) / 『砂の上の植物群』(砂) 以上、CD-ROM 版新潮文庫の 100 冊) / 『愛するフォーリー』(フォーリ) 藤本ひとみ 1991 集英社  
 <シナリオ> 『眠れる森』(眠) 野沢尚 1999 幻冬舎 / 『Beautiful life』(ビュ) 北川悦吏子 2000 角川書店 / 『夢のカリフォルニア』(夢) 岡田恵和 2002 双葉社

□ 出典が表示されていない例文は作例によるものである。